

12 . 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

(昭和三十五年十二月十七日)
(/ 総理府 / 建設省 / 令第三号)

道路法第四十五条第二項及び道路交通法第九条第三項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を次のように定める。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

目次

第一章 道路標識(第一条—第四条)

第二章 区画線(第五条—第七条)

第三章 道路標示(第八条—第十条)

附則

第一章 道路標識

(分類)

第一条 道路標識は、本標識及び補助標識とする。

2 本標識は、案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする。

(昭三八総府建令一・全改)

(種類等)

第二条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。

(昭三八総府建令一・一部改正)

(様式)

第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。

(設置者の区分)

第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路管理者(以下「道路管理者」という。)が設置するものとする。

一 案内標識

二 警戒標識

三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」及び「自動車専用」を表示するもの

2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が設置するものとする。

一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐停車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽けん引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽けん引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法(二段階)」、「原動機付自転車の右折方法(小回り)」、「警笛鳴ら

せ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「前方優先道路・一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの

二 指示標識のうち、「並進可」、「軌道敷内通行可」、「駐車可」、「停車可」、「優先道路」、「中央線」、「停止線」、「横断歩道」、「自転車横断帯」、「横断歩道・自転車横断帯」及び「安全地帯」を表示するもの

3 道路標識のうち、前二項各号に掲げるもの以外のもは、道路管理者又は公安委員会が設置するものとする。

(昭三七総府建令一・昭三八総府建令一・昭三八総府建令二・昭三九総府建令一・昭四〇総府建令一・昭四五総府建令一・昭四六総府建令一・昭五三総府建令一・昭六〇総府建令一・昭六一総府建令二・平四総府建令一・平九総府建令一・一部改正)

第二章 区画線

(種類及び設置場所)

第五条 区画線の種類及び設置場所は、別表第三のとおりとする。

(様式)

第六条 区画線の様式は、別表第四のとおりとする。

(道路標示とみなす区画線)

第七条 次の表の上欄に掲げる種類の区画線は、道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「交通法」という。)の規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の道路標示とみなす。

区画線	道路標示
「車道中央線」を表示するもの	「中央線」を表示するもの
「車道外側線」を表示するもの(歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられ、かつ、実線で表示されるものに限る。)	「路側帯」を表示するもの

(昭四六総府建令一・追加)

第三章 道路標示

(分類)

第八条 道路標示の分類は、規制標示及び指示標示とする。

(昭四六総府建令一・旧第七条繰下)

(種類等)

第九条 道路標示の種類、設置場所等は、別表第五のとおりとする。

(昭三八総府建令一・一部改正、昭四六総府建令一・旧第八条繰下)

(様式)

第十条 道路標示の様式は、別表第六のとおりとする。

(昭四六総府建令一・旧第九条繰下)

附 則 抄

- 1 この命令は、道路交通法の施行の日(昭和三十五年十二月二十日)から施行する。
- 2 道路標識令(昭和三十五年/総理府令/建設省令/第一号。以下「旧令」という。)は、廃止する。
- 3 この命令施行の際、現に設置されている旧令の道路標識のうち、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に掲げるこの命令の道路標識とみなす。
 - 一 旧令の案内標識 この命令の案内標識
 - 二 旧令の警戒標識のうち、「学校あり」及び「危険」を表示するもの以外のもの
この命令の警戒標識
 - 三 旧令の禁止標識のうち、「諸車通行止め」、「自動車通行止め」、「荷車通行止め」、「歩行者通行止め」、「右(又は左)折及び直進禁止」を表示するもののうちの「左折及び直進禁止」、「通抜禁止」及び「停車禁止」を表示するもの以外のもの
この命令の規制標識
 - 四 旧令の指導標識のうち、「速度制限」、「速度制限解除」、「重量制限」、「高さ制限」、「静かに」、「車馬通行区分」、「軌道敷内通行終り」、「一時停止」、「屈折方向(一方向)」及び「屈折方向(二方向)」を表示するもの以外のもの
この命令の規制標識
 - 五 旧令の指導標識のうち、「屈折方向(一方向)」及び「屈折方向(二方向)」を表示するもの
この命令の指示標識
 - 六 旧令の指示標識のうち、「停止線」及び「まわり道」を表示するもの以外のもの
この命令の指示標識
- 4 この命令施行の際、現に設置されている旧令の道路標識のうち、次の各号に掲げるものは、当分の間、それぞれ当該各号に掲げるこの命令の道路標識とみなす。
 - 一 旧令の警戒標識のうち、「学校あり」を表示するもの
この命令の警戒標識のうち、「学校、幼稚園、保育所等あり」を表示するもの
 - 二 旧令の禁止標識のうち、「荷車通行止め」及び「歩行者通行止め」を表示するもの
この命令の規制標識のうち、「荷車通行止め」及び「歩行者通行止め」を表示するもの
 - 三 旧令の指導標識のうち、「速度制限」、「重量制限」、「高さ制限」及び「一時停止」を表示するもの
この命令の規制標識のうち、「最高速度」、「重量制限」、「高さ制限」及び「一時停止」を表示するもの
 - 四 旧令の指示標識のうち、「まわり道」を表示するもの
この命令の指示標識のうち、「まわり道」を表示するもの

附 則 (平成一二年一二月二六日/総理府/建設省/令第一〇号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

別表第一(第二条関係)

(昭三八総府建令一・全改、昭三八総府建令二・昭三九総府建令一・昭四〇総府建令一・昭四二総府建令二・昭四四総府建令二・昭四五総府建令一・昭四六総府建令一・昭五〇総府建令一・昭五三総府建令一・昭六〇総府建令一・昭六一総府建令一・昭六一総府建令二・平四総府建令一・平七総府建令一・平七総府

建令二・平七総府建令三・平八総府建令一・平九総府建令一・平一〇総府建令一・平一二総府建令四・一部改正)

案内標識

種類	番号	設置場所
市町村	(101)	市町村境界の道路(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路で当該自動車専用道路と同法第四十八条の三に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるもの(以下「高速道路等」という。)を除く。)の左側の路端(歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側。以下同じ。)、車道の上方又は中央分離帯
都府県	(102-A)	都府県境界の道路(高速道路等を除く。)の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
	(102-B)	都府県境界の高速道路等の左側の路端又は中央分離帯
入口の方向	(103-A・B)	高速道路等の入口の方向を示す必要がある地点における左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端
入口の予告	(104)	高速道路等の入口を予告する必要がある地点における左側の路端
方面、方向及び距離	(105-A~C)	高速道路等以外の道路の交差点の手前三十メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島又は交差点における進行方向の正面の路端
方面及び距離	(106-A)	高速道路等以外の道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
	(106-B)	高速道路等において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
	(106-C)	高速道路等の入口付近において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
方面及び車線	(107-A・B)	高速道路等の入口、出口又は分岐点の付近において標示板に表示される方面への車線を特に示す必要がある地点における当該車線の上方
方面及び方向の予告	(108-A・B)	高速道路等以外の道路の交差点の手前三百メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
方面及び方向	(108 の 2-A・B)	高速道路等以外の道路の交差点の手前百五十メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島又は交差点における進行方向の正面の路端

	(108 の 2-C ~ E)	高速道路等の入口、出口又は分岐点の手前三百メートル以内の地点における路端、車道の上方又は中央分離帯
方面、方向及び道路の通称名の予告	(108 の 3)	高速道路等以外の道路の交差点の手前三百メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
方面、方向及び道路の通称名	(108 の 4)	高速道路等以外の道路の交差点の手前百五十メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島又は交差点における進行方向の正面の路端
出口の予告	(109)	高速道路等の出口の手前一・五キロメートルから二・五キロメートルまでの地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
方面及び出口の予告	(110-A)	高速道路等(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第七条の二第一項に規定する首都高速道路、同条第二項に規定する阪神高速道路、同法第七条の十四第一項に規定する指定都市高速道路その他これらに準ずる都市内の自動車専用道路(以下「都市高速道路等」という。)を除く。)の出口の手前五百メートルから一・五キロメートルまでの地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
	(110-B)	都市高速道路等の出口の手前百メートルから六百メートルまでの地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
方面、車線及び出口の予告	(111-A)	高速道路等(都市高速道路等を除く。)の出口又は分岐点の手前二百メートルから一キロメートルまでの地点で標示板に表示される方面への車線を特に示す必要がある地点における当該車線の上方
	(111-B)	都市高速道路等の出口又は分岐点の手前百メートルから五百メートルまでの地点で標示板に表示される方面への車線を特に示す必要がある地点における当該車線の上方
方面及び出口	(112-A)	高速道路等(都市高速道路等を除く。)の出口の手前三百メートル以内の地点における左側の路端又は中央分離帯
	(112-B)	都市高速道路等の出口の手前三百メートル以内の地点における車道の上方
出口	(113-A・B)	高速道路等の出口附近の地点における左側の路端
	(114-A)	高速道路等以外の道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
著名地点	(114-B)	高速道路等以外の道路において設置を必要とする地点におけ

		る路端
	(114-C)	高速道路等において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
主要地点	(114 の 2-A・B)	高速道路等以外の道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交差点における進行方向の正面の路端
料金徴収所	(115)	料金徴収所を示す必要がある地点の左側の路端又は中央分離帯
サービス・エリアの予告	(116-A)	高速道路等(都市高速道路等を除く。)に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口の手前二キロメートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
	(116-B)	都市高速道路等に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口の手前八百メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
サービス・エリア	(116 の 2-A)	高速道路等(都市高速道路等を除く。)に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
	(116 の 2-B)	都市高速道路等に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
非常電話	(116 の 2)	非常電話が設置されている場所を示す必要がある地点における左側の路端
待避所	(116 の 3)	待避所を示す必要がある地点の路端
非常駐車帯	(116 の 4)	非常駐車帯を示す必要のある地点における左側の路端又は中央分離帯
駐車場	(117-A)	高速道路等以外の道路に設置されている駐車場を示す必要がある場所
	(117-B)	高速道路等に設置されている駐車場を示す必要がある地点における左側の路端又は中央分離帯
登坂車線	(117 の 2-A)	高速道路等以外の道路において登坂車線を示す必要のある地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
	(117 の 2-B)	高速道路等において登坂車線を示す必要のある地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯

国道番号	(118—A)	設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
	(118—B・C)	設置を必要とする地点における左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端
都道府県道番号	(118の2—A)	設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
	(118の2—B・C)	設置を必要とする地点における左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端
総重量限度緩和指定道路	(118の3—A)	車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
	(118の3—B)	車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は交差点における進行方向の正面の路端
道路の通称名	(119—A・B)	高速道路等以外の道路において設置を必要とする地点における左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端
	(119—C)	高速道路等以外の道路において設置を必要とする地点における左側の路端又は中央分離帯
	(119—D)	都市高速道路等において設置を必要とする地点における路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
まわり道	(120—A・B)	まわり道を示す必要がある交差点の手前の左側の路端
エレベーター	(121—A～C)	エレベーターが設置されている場所を示す必要がある地点
エスカレーター	(122—A～C)	エスカレーターが設置されている場所を示す必要がある地点
傾斜路	(123—A～C)	傾斜路が設置されている場所を示す必要がある地点
乗合自動車停留所	(124—A～C)	乗合自動車停留所が設置されている場所を示す必要がある地点
路面電車停留場	(125—A～C)	路面電車停留場が設置されている場所を示す必要がある地点
便所	(126—A～C)	便所が設置されている場所を示す必要がある地点

警戒標識

種類	番号	設置場所
<input type="checkbox"/> 形道路交差点	(201—A)	交差点の手前三十メートルから百二十メートルまで

あり		の地点における左側の路端
□形(又は□形)道路交差点あり	(201-B)	右に同じ。
□形道路交差点あり	(201-C)	右に同じ。
□形道路交差点あり	(201-D)	右に同じ。
ロータリーあり	(201の2)	ロータリーの手前三十メートルから百二十メートルまでの地点における左側の路端
右(又は左)方屈曲あり	(202)	屈曲始点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
右(又は左)方屈折あり	(203)	屈折始点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
右(又は左)背向屈曲あり	(204)	最初の屈曲始点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
右(又は左)背向屈折あり	(205)	最初の屈折始点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
右(又は左)つづら折あり	(206)	最初の屈曲又は屈折始点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
踏切あり	(207-A・B)	鉄道又は軌道(併用軌道を除く。)との交差点の手前五十メートルから百二十メートルまでの地点における左側の路端
学校、幼稚園、保育所等あり	(208)	学校、幼稚園、保育所等があるため道路交通上注意の必要があると認められる地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端又は児童若しくは幼児が小学校、幼稚園、保育所等に通うため通行する道路の区間で小学校、幼稚園、保育所等の敷地の出入口から一キロメートル以内の地点における左側の路端
信号機あり	(208の2)	信号機があるため道路交通上注意の必要があると認められる地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
すべりやすい	(209)	路面がすべりやすいため車両の運転上注意の必要があると認められる箇所の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
落石のおそれあり	(209の2)	落石のおそれがあるため道路交通上注意の必要があ

り		ると認められる地点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
路面凹凸あり	(209 の 3)	路面に凹凸があるため車両の運転上注意の必要があると認められる箇所の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
合流交通あり	(210)	合流地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
車線数減少	(211)	車線数の減少始点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
幅員減少	(212)	幅員の減少始点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
二方向交通	(212 の 2)	二方向交通となる地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
上り急勾こう配あり	(212 の 3)	勾こう配の急な上り坂の始点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
下り急勾こう配あり	(212 の 4)	勾こう配の急な下り坂の始点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
道路工事中	(213)	道路における工事中又は作業中である区間の両面及びその手前五十メートルから一キロメートルまでの地点における左側の路端
横風注意	(214)	強い横風のおそれがあるため道路交通上注意の必要があると認められる地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
動物が飛び出すおそれあり	(214 の 2)	動物が飛び出すおそれがあるため道路交通上注意の必要があると認められる地点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端
その他の危険	(215)	車両又は路面電車の運転上注意の必要があると認められる箇所の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
通行止め	(301)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者、車両及び路面電車の通行を禁止すること。	歩行者、車両及び路面電車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又

			は左側の路端
車両通行止め	(302)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、車両の通行を禁止すること。	車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
車両進入禁止	(303)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、道路における車両の通行につき一定の方向にする通行が禁止される道路において、車両がその禁止される方向に向かって進入することを禁止すること。	車両の進入を禁止する地点における左側の路端
二輪の自動車以外の自動車通行止め	(304)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、二輪の自動車以外の自動車の通行を禁止すること。	二輪の自動車以外の自動車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
大型貨物自動車等通行止め	(305)	交通法第八条第一項の道路標識により、専ら人を運搬する構造の大型自動車(以下「大型乗用自動車」という。)以外の大型自動車及び大型特殊自動車(以下この項において「大型貨物自動車等」という。)の通行を禁止すること。	大型貨物自動車等の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区画若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め	(305の2)	交通法第八条第一項の道路標識により、特定の最大積載量以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車(以下「普通乗用自動車」という。)以外の普通自動車、大型乗用自動車以外の大型自動車及び大型特殊自動車(以下この項において「特定の最大積載量以上の貨物自動車等」という。)の通行を禁止すること。	特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端

大型乗用自動車通行止め	(306)	交通法第八条第一項の道路標識により、大型乗用自動車の通行を禁止すること。	大型乗用自動車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
二輪の自動車・原動機付自転車通行止め	(307)	交通法第八条第一項の道路標識により、二輪の自動車及び原動機付自転車の通行を禁止すること。	二輪の自動車及び原動機付自転車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
自転車以外の軽車両通行止め	(308)	交通法第八条第一項の道路標識により、自転車以外の軽車両の通行を禁止すること。	自転車以外の軽車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
自転車通行止め	(309)	交通法第八条第一項の道路標識により、自転車の通行を禁止すること。	自転車の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
車両(組合せ)通行止め	(310)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、標示板の記号によつて表示される車両の通行を禁止すること。	標示板の記号によつて表示される車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端
指定方向外進行禁止	(311-A ~ F)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、標示板の矢印の示す方向以外の方向への車両の進行を禁止すること。	車両の進行を禁止する交差点の手前における左側の路端若しくは中央分離帯若しくは当該交差点に係る信号機(車両に對面するものに限る。)の設置場所又は車両の進行を禁止する場所の前面
車両横断禁止	(312)	交通法第二十五条の二第二項の道路標識により、車両の横断(道路外の施設又は場所に入出するための左折を伴う横断を除く	車両の横断を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端又は中央分離帯

		。以下この項において同じ。)を禁止すること。	
転回禁止	(313)	交通法第二十五条の二第二項の道路標識により、車両の転回を禁止すること。	車両の転回を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端又は中央分離帯
追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	(314)	交通法第十七条第五項第四号の道路標識により、車両が追越しのため右側部分にはみ出して通行することを禁止すること。	車両が追越しのため右側部分にはみ出して通行する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
追越し禁止	(314の2)	交通法第三十条の道路標識により、車両の追越しを禁止すること。	車両の追越しを禁止する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
駐停車禁止	(315)	交通法第四十四条の道路標識により、車両の駐車及び停車を禁止すること。	車両の駐車及び停車を禁止する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
駐車禁止	(316)	交通法第四十五条第一項の道路標識により、車両の駐車を禁止すること。	車両の駐車を禁止する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
駐車余地	(317)	交通法第四十五条第二項の道路標識により、車両が駐車する場合に当該車両の右側の道路上にとらなければならない距離(以下この項において「駐車余地」という。)を指定すること。	駐車余地を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
時間制限駐車区間	(318)	交通法第四十九条第一項の道路標識により、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることを指定し、かつ、交通法第四十九条の二第二項の道路標識により、車両が引き続き駐車することができる時間を表示すること。	時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることを指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端

危険物積載 車両通行止 め	(319)	道路法第四十六条第三項の規定に基づき、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十九条の六第一項各号に掲げる危険物で道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の七の規定により公示されたものを積載する車両の通行を禁止すること。	危険物を積載する車両の通行を禁止する道路の区間の前面における左側の路端
重量制限	(320)	道路法第四十六条第一項若しくは第四十七条第三項若しくは車両制限令第七条第一項若しくは第二項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、標示板に表示される重量を超える総重量の車両の通行を禁止すること。	標示板に表示される重量を超える総重量の車両の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における左側の路端
高さ制限	(321)	道路法第四十六条第一項若しくは第四十七条第三項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、標示板に表示される高さをこえる高さ(積載した貨物の高さを含む。)の車両の通行を禁止すること。	標示板に表示される高さをこえる高さ(積載した貨物の高さを含む。)の車両の通行を禁止する道路の区間の前面における左側の路端
最大幅	(322)	車両制限令第五条又は第六条の規定により定まる車両の幅(積載した貨物の幅を含む。以下この項において「最大幅」という。)をこえる幅の車両の通行が禁止されていることを示すこと。	最大幅をこえる幅の車両の通行が禁止されていることを特に明示する必要があると認められる道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
最高速度	(323)	交通法第二十二条の道路標識により、車両(原動機付自転車、他の車両を牽けん引している自動車及び自動車(緊急自動車を除く。以下この項において同じ。))が他の車両を牽けん引している場合(牽けん引するための構造及び装置を有する自動車(道路交通	車両(原動機付自転車、他の車両を牽けん引している自動車及び緊急自動車を除く。)及び路面電車の最高速度を指定し、原動機付自転車及び他の車両を牽けん引している自動車の最高速度につき交通法施行令に規定す

		<p>法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。以下「交通法施行令」という。)第十二条第一項に規定する普通自動二輪車を除く。)によつて牽けん引されるための構造及び装置を有する車両を牽けん引する場合を除く。)における当該自動車(以下「他の車両を牽けん引している自動車」という。)及び緊急自動車を除く。)及び路面電車の最高速度を指定し、原動機付自転車及び他の車両を牽けん引している自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以下の速度とする場合における当該最高速度を指定し、並びに緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定すること。</p>	<p>る最高速度以下の速度とする場合における当該最高速度を指定し、並びに緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端</p>
特定の種類の車両の最高速度	(323の2)	<p>交通法第二十二條の道路標識により、車両の種類を特定して最高速度を指定すること。</p>	<p>車両の種類を特定して最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端</p>
最低速度	(324)	<p>交通法第二十三條又は第七十五條の四の道路標識により、自動車の最低速度を指定すること。</p>	<p>自動車の最低速度を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端</p>
自動車専用	(325)	<p>高速自動車国道又は自動車専用道路であること。</p>	<p>高速自動車国道又は自動車専用道路の入口その他必要な場所における路端</p>
自転車専用	(325の2)	<p>自転車道であること。</p>	<p>自転車道の前面又は自転車道内の必要な地点</p>
		<p>道路法第四十八條の八第二項に規定する自転車専用道路であること。</p>	<p>自転車専用道路の入口その他必要な場所の路端</p>

		交通法第八条第一項の道路標識により、普通自転車(交通法第六十三条の三に規定するものをいう。以下同じ。)以外の車両及び歩行者の通行を禁止すること。	普通自転車以外の車両及び歩行者の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点
自転車及び歩行者専用	(325の3)	道路法第四十八条の八第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること。	自転車歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
		交通法第八条第一項の道路標識により、普通自転車以外の車両の通行を禁止すること。	普通自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点
		交通法第八条第一項及び第九条の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため普通自転車以外の車両の通行を禁止すること。	歩行者の通行の安全と円滑を図るため普通自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点
		交通法第六十三条の四第一項の道路標識により、普通自転車が歩道を通行することができることとすること。	普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間の前面又は道路の区間内の必要な地点
歩行者専用	(325の4)	道路法第四十八条の八第二項に規定する歩行者専用道路であること。	歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
		交通法第八条第一項及び第九条の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。	歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止する区域、道路の区間又は場所の前面及び区域、道路の区間又は場所内の必要な地点
一方通行	(326-A・B)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする車両の通行を禁止すること。	一定の方向にする車両の通行を禁止する道路の区間の入口及び道路の区間内の必要な地点における路端
車両通行区	(327)	交通法第二十条第二項の道路標	車両の通行の区分を指定する道

分		識により、車両通行帯の設けられた道路において、同条第一項に規定する通行の区分と異なる通行の区分を指定すること。	路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
特定の種類の車両の通行区分	(327 の 2)	交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、車両の種類を特定して同条第一項に規定する通行の区分と異なる通行の区分を指定すること。	車両の種類を特定して通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
牽けん引自動車 の高速自動車国道 通行区分	(327 の 3)	交通法第七十五条の八の二第三項の道路標識により、車両通行帯の設けられた高速自動車国道の本線車道において、同条第一項の牽けん引自動車で重被牽けん引車を牽けん引しているもの(以下「重被牽けん引車を牽けん引している牽けん引自動車」という。)の通行の区分を指定すること。	重被牽けん引車を牽けん引している牽けん引自動車の通行の区分を指定する高速自動車国道の区間の前面及び高速自動車国道の区間内の必要な地点
専用通行帯	(327 の 4)	交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならない車両通行帯(以下「専用通行帯」という。)を指定し、かつ、他の車両(小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。	専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点
路線バス等 優先通行帯	(327 の 5)	交通法第二十条の二第一項の道路標識により、路線バス等の優先通行帯であることを表示すること。	路線バス等の優先通行帯の前面及び路線バス等の優先通行帯内の必要な地点
牽けん引自動車 の自動車専用道路	(327 の 6)	交通法第七十五条の八の二第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた自動車専用道路	重被牽けん引車を牽けん引している牽けん引自動車が第一通行帯を通行しなければならない区

第一通行帯 通行指定区 間		の本線車道において、重被牽けん引車を牽けん引している牽けん引自動車 ^が 当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯(以下「第一通行帯」という。)を通行しなければならない自動車専用道路の区間を指定すること。	間として指定する自動車専用道路の区間に係る第一通行帯の前面及び当該第一通行帯内の必要な地点
進行方向別 通行区分	(327 の 7—A～D)	交通法第三十五条第一項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、車両(軽車両及び右折につき原動機付自転車 ^が 交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。)が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定すること。	車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
原動機付自 転車の右折 方法(二段 階)	(327 の8)	交通法第三十四条第五項本文の道路標識により、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことを指定すること。	交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
原動機付自 転車の右折 方法(小回 り)	(327 の9)	交通法第三十四条第五項ただし書の道路標識により、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定すること。	交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
警笛鳴らせ	(328)	交通法第五十四条第一項第一号の道路標識により、車両(自転車以外の軽車両を除く。以下この項及び次項において同じ。)及び路面電車が警音器を鳴らさ	車両及び路面電車が警音器を鳴らさなければならない場所として指定する場所の前面における左側の路端

		なければならない場所を指定すること。	
警笛区間	(328 の 2)	交通法第五十四条第一項第二号の道路標識により、車両及び路面電車が左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするときに警音器を鳴らさなければならない道路の区間(以下この項において「警音器を鳴らさなければならない区間」という。)を指定すること。	車両及び路面電車が警音器を鳴らさなければならない区間として指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
徐行	(329)	道路法第四十六条第一項若しくは第四十七条第三項若しくは車両制限令第十条の規定に基づき、又は交通法第四十二条の道路標識により、車両及び路面電車が徐行すべきことを指定すること。	車両及び路面電車が徐行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
前方優先道路	(329 の 2)	交通法第三十六条第二項の道路標識により、当該道路と交差する前方の道路を優先道路として指定すること。	優先道路と交差する道路の手前の必要な地点における左側の路端
一時停止	(330)	交通法第四十三条の道路標識により、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定すること。	車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定する交差点又はその手前の直近の必要な地点における路端
前方優先道路・一時停止	(330 の 2)	交通法第三十六条第二項の道路標識により、当該道路と交差する前方の道路を優先道路として指定し、かつ、同法第四十三条の道路標識により、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、車両及	優先道路と交差する道路の当該交差点の手前の直近の必要な地点における左側の路端

		び路面電車が一時停止すべきことを指定すること。	
歩行者通行止め	(331)	交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者の通行を禁止すること。	歩行者の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における右側の路端又は歩道の中央
歩行者横断禁止	(332)	交通法第十三条第二項の道路標識により、歩行者の横断を禁止すること。	歩行者の横断を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における両側の路端

指示標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
並進可	(401)	交通法第六十三条の五の道路標識により、普通自転車が他の普通自転車で並進(三台以上並進することとなる場合を除く。以下この項において同じ。)することができることとする。	普通自転車が他の普通自転車で並進することができることとする道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
軌道敷内通行可	(402)	交通法第二十一条第二項第三号の道路標識により、自動車が軌道敷内を通行することができることとする。	自動車が軌道敷内を通行することができることとする道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
駐車可	(403)	交通法第四十六条又は第四十八条の道路標識により、車両が駐車することができることとする。	車両が駐車することができることとする道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端
停車可	(404)	交通法第四十六条又は第四十八条の道路標識により、車両が停車することができることとする。	車両が停車することができることとする道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端
優先道路	(405)	交通法第三十六条第二項の道路標識により、優先道路として指定すること。	優先道路として指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
中央線	(406)	道路の中央であること又は交通法第十七条第四項の道路標識	道路の中央を示す必要がある道路の区間の前面及び道路の

		識による中央線であること。	区間内の必要な地点
停止線	(406の2)	車両が停止する場合の位置であること。	車両の停止位置を示す必要がある地点における路端
横断歩道	(407-A・B)	交通法第二条第一項第四号に規定する横断歩道であること。	横断歩道を設ける場所の必要な地点における路端
自転車横断帯	(407の2)	交通法第二条第一項第四号の二に規定する自転車横断帯であること。	自転車横断帯を設ける場所の必要な地点における路端
横断歩道・自転車横断帯	(407の3)	近接して設けられた交通法第二条第一項第四号に規定する横断歩道及び同項第四号の二に規定する自転車横断帯であること。	横断歩道及び自転車横断帯を近接して設ける場所の必要な地点における路端
安全地帯	(408)	交通法第二条第一項第六号に規定する安全地帯であること。	安全地帯を設ける場所
規制予告	(409-A・B)	標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行なわれていることをあらかじめ示すこと。	標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行なわれていることをあらかじめ示す必要がある場所内の必要な地点における左側の路端

補助標識

種類	番号	表示する意味	補助標識が附置される本標識
距離・区域	(501)	本標識が表示する施設若しくは場所までの距離、本標識が表示する交通の規制が行なわれている区間若しくは場所についての必要な距離又は本標識が表示する交通の規制が行なわれている区域を示すこと。	案内標識 警戒標識 規制標識 指示標識
日・時間	(502)	本標識が表示する交通の規制が行なわれている日又は時間を示すこと。	規制標識 指示標識

車両の種類	(503—A)	本標識が表示する交通の規制の対象となる車両を特定するため必要な事項を示すこと。	規制標識 指示標識
	(503—B)	標示板の記号によつて表示される車両が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。	規制標識 指示標識
	(503—C)	普通乗用自動車以外の普通自動車であつてその最大積載量が標示板に表示される重量以上のもの、大型乗用自動車以外の大型自動車及び大型特殊自動車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。	規制標識のうち、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「指定方向外進行禁止」及び「特定の種類の車両の通行区分」を表示するもの
駐車余地	(504)	自動車が駐車する場合に、当該自動車の右側の道路上に置かなければならない余地を示すこと。	規制標識のうち、「駐車余地」を表示するもの
始まり	(505—A・B)	本標識が表示する交通の規制が行われている区間の始まりを示すこと。	規制標識 指示標識
	(505—C)	本標識が表示する交通の規制が行われている区域の始まりを示すこと。	規制標識
区間内	(506)	本標識が表示する交通の規制が行なわれている区間内であることを示すこと。	規制標識 指示標識
区域内	(506の2)	本標識が表示する交通の規制が行われている区域内であることを示すこと。	規制標識

終わり	(507—A～C)	本標識が表示する交通の規制が行われている区間の終わりを示すこと。	規制標識 指示標識
	(507—D)	本標識が表示する交通の規制が行われている区域の終わりを示すこと。	規制標識
通学路	(508)	児童又は幼児が小学校、幼稚園、保育所等に通うため通行する道路の区間であることを示すこと。	警戒標識のうち、「学校、幼稚園、保育所等あり」を表示するもの
追越し禁止	(508の2)	車両の追越しが禁止されることを示すこと。	規制標識のうち、「追越し禁止」を表示するもの
前方優先道路	(509)	当該道路と交差する前方の道路が優先道路であることを示すこと。	規制標識のうち、「前方優先道路」及び「前方優先道路・一時停止」を表示するもの
踏切注意	(509の2)	踏切があるため道路交通上注意の必要があることを示すこと。	警戒標識のうち、「踏切あり」を表示するもの
横風注意	(509の3)	強い横風のおそれがあるため道路交通上注意の必要があることを示すこと。	警戒標識のうち、「横風注意」を表示するもの
動物注意	(509の4)	動物が飛び出すおそれがあるため道路交通上注意の必要があることを示すこと。	警戒標識のうち、「動物が飛び出すおそれあり」を表示するもの
注意	(509の5)	車両又は路面電車の運転上注意の必要があることを示すこと。	警戒標識のうち、「その他の危険」を表示するもの
注意事項	(510)	本標識が表示する意味を補足するため必要な事項を示すこと。	警戒標識
規制理由	(510の2)	本標識が表示する交通の規制の理由を示すこと。	規制標識指示標識のうち、「規制予告」を表示するもの
方向	(511)	本標識が表示する路線、施設又は場所の方向を示	案内標識

		すこと。	
地名	(512)	本標識が設置されている地名を示すこと。	案内標識
始点	(513)	本標識が表示する道路の始点を示すこと。	案内標識のうち、「総重量限度緩和指定道路」を表示するもの
終点	(514)	本標識が表示する道路の終点を示すこと。	案内標識のうち、「総重量限度緩和指定道路」を表示するもの

備考

- 一 警戒標識を高速道路等に設置する場合においては、この表の設置場所の欄に定める位置のほか、当該警戒標識を設置する必要がある地点における右側の路端又は中央分離帯に設置することができる。
- 二 道路の形状その他の理由により、道路標識(高速道路等に設置する警戒標識を除く。以下この号において同じ。)をこの表の設置場所の欄に定める位置に設置することができない場合又はこれらの位置に設置することにより道路標識が著しく見にくくなるおそれがある場合においては、これらの位置以外の位置に設置することができる。

別表第二(第三条関係)

(昭三七総府建令一・昭三八総府建令一・昭三八総府建令二・昭三九総府建令一・昭四〇総府建令一・昭四二総府建令二・昭四四総府建令二・昭四五総府建令一・昭四六総府建令一・昭五〇総府建令一・昭五三総府建令一・昭六〇総府建令一・昭六一総府建令一・昭六一総府建令二・平元総府建令一・平二総府建令一・平四総府建令一・平四総府建令二・平七総府建令二・平七総府建令三・平八総府建令一・平九総府建令一・平一〇総府建令一・平一二総府建令四・平一二総府建令一〇・一部改正)

〔略〕

別表第三(第五条関係)

(昭三八総府建令二・昭四六総府建令一・昭五〇総府建令一・一部改正)

種類	番号	設置場所
車道中央線	(101)	車道(軌道敷である部分を除く。以下この表及び別表第四において同じ。)の幅員が五・五メートル以上の区間内の中央を示す必要がある車道の中央
車線境界線	(102)	四車線以上の車道の区間内の車線の境界線を示す必要がある区間の車線の境界
車道外側線	(103)	車道の外側の縁線を示す必要がある区間の車道の外側
歩行者横断指	(104)	歩行者の車道の横断を指導する必要がある場所

導線		
車道幅員の変更	(105)	異なる幅員の車道の接続点で、車道の幅員の変更を示す必要がある場所
路上障害物の接近	(106)	車道における路上障害物の接近を示す必要がある場所
導流帯	(107)	車両の安全かつ円滑な走行を誘導する必要がある場所
路上駐車場	(108)	路上駐車場の外縁(歩道に接するものを除く。)

別表第四(第六条関係)

(昭三八総府建令二・昭三九総府建令一・昭四五総府建令一・昭四六総府建令一・昭五〇総府建令一・一部改正)

〔略〕

別表第五(第九条関係)

(昭四六総府建令一・全改、昭五〇総府建令一・昭五三総府建令一・昭六〇総府建令一・昭六一総府建令二・平四総府建令一・平四総府建令二・平七総府建令三・平九総府建令一・一部改正)

規制標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
転回禁止	(101)	交通法第二十五条の二第二項の道路標示により、車両の転回を禁止すること。	車両の転回を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点
追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	(102)	交通法第十七条第五項第四号の道路標示により、車両が追越しのため右側部分にはみ出して通行することを禁止すること。	車両が追越しのため右側部分にはみ出して通行することを禁止する道路の区間
進路変更禁止	(102の2)	交通法第二十六条の二第三項の道路標示により、車両通行帯を通行している車両の進路の変更を禁止すること。	車両の進路の変更を禁止する道路の区間
駐停車禁止	(103)	交通法第四十四条の道路標示により、車両の駐車及び停車を禁止すること。	車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間の左側の歩道
駐車禁止	(104)	交通法第四十五条第一項の道路標示により、車両の駐車を禁止すること。	車両の駐車を禁止する道路の区間の左側の歩道
最高速度	(105)	交通法第二十二条の道路標示により	車両(原動機付自転車、他

		、車両(原動機付自転車、他の車両を牽けん引している自動車及び緊急自動車を除く。)及び路面電車の最高速度を指定し、原動機付自転車及び他の車両を牽けん引している自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以下の速度とする場合における当該最高速度を指定し、並びに緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定すること。	の車両を牽けん引している自動車及び緊急自動車を除く。)及び路面電車の最高速度を指定し、原動機付自転車及び他の車両を牽けん引している自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以下の速度とする場合における当該最高速度を指定し、並びに緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定する区域内又は道路の区間内の必要な地点
立入り禁止部分	(106)	交通法第十七条第六項の道路標示により、車両の通行の用に供しない部分であることを表示すること。	車両の通行の用に供しない部分であることを表示する場所
停止禁止部分	(107)	交通法第五十条第二項の道路標示により、車両及び路面電車がその進行しようとする進路の前方の車両及び路面電車の状況により停止することとなるおそれがあるときは入つてはならない部分(以下この項において「停止禁止部分」という。)を区画すること。	停止禁止部分を区画する場所
路側帯	(108)	交通法第二条第一項第三号の四に規定する路側帯であること。	路側帯を設ける道路の区間
駐停車禁止路側帯	(108の2)	交通法第二条第一項第三号の四及び第四十七条第三項の道路標示により、路側帯における車両の駐車及び停車を禁止すること。	路側帯における車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間
歩行者用路側帯	(108の3)	交通法第二条第一項第三号の四、第十七条の二第一項及び第四十七条第三項の道路標示により、路側帯にお	路側帯における軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止する道路の

		ける軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止すること。	区間
車両通行帯	(109)	交通法第二条第一項第七号に規定する車両通行帯であること。	車両通行帯を設ける道路の区間
優先本線車道	(109の2)	交通法第七十五条の六第一項の道路標示により、自動車(緊急自動車を除く。)が他の本線車道に入ろうとする場合において、当該本線車道を通行する自動車があるときは当該自動車の進行妨害をしてはならないこととする場合の当該本線車道(以下この項において「優先本線車道」という。)を指定すること。	優先本線車道であることを指定する必要がある場所
車両通行区分	(109の3)	交通法第二十条第二項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、同条第一項に規定する通行の区分と異なる通行の区分を指定すること。	車両の通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
特定の種類の車両の通行区分	(109の4)	交通法第二十条第二項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、車両の種類を特定して同条第一項に規定する通行の区分と異なる通行の区分を指定すること。	車両の種類を特定して通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
牽けん引自動車の高速自動車国道通行区分	(109の5)	交通法第七十五条の八の二第三項の道路標示により、車両通行帯の設けられた高速自動車国道の本線車道において、重被牽けん引車を牽けん引している牽けん引自動車の通行の区分を指定すること。	重被牽けん引車を牽けん引している牽けん引自動車の通行の区分を指定する高速自動車国道の区間の前面及び高速自動車国道の区間内の必要な地点
専用通行帯	(109の6)	交通法第二十条第二項の道路標示により、専用通行帯を指定し、かつ、他の車両(小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。	専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点
路線バス等優先	(109)	交通法第二十条の二第一項の道路標	路線バス等の優先通行帯

通行帯	の7)	示により、路線バス等の優先通行帯であることを表示すること。	の前面及び路線バス等の優先通行帯内の必要な地点
牽けん引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間	(109の8)	交通法第七十五条の八の二第二項の道路標示により、車両通行帯の設けられた自動車専用道路の本線車道において、重被牽けん引車を牽けん引している牽けん引自動車が第一通行帯を通行しなければならない自動車専用道路の区間を指定すること。	重被牽けん引車を牽けん引している牽けん引自動車が第一通行帯を通行しなければならない区間として指定する自動車専用道路の区間に係る第一通行帯の前面及び当該第一通行帯内の必要な地点
進行方向別通行区分	(110)	交通法第三十五条第一項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、車両(軽車両及び右折につき原動機付自転車が交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。)が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定すること。	車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点
右左折の方法	(111)	交通法第三十四条第一項、第二項又は第四項の道路標示により、車両(軽車両及び右折につき原動機付自転車が交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において右折をする原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。)が交差点において右折又は左折するとき通行すべき部分を指定すること。	車両が交差点において右折又は左折するとき通行すべき部分を指定する交差点又はその直近の必要な地点
平行駐車	(112)	交通法第四十八条の道路標示により、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端(分離帯の側端を含む。以下斜め駐車の前項において同じ。)に対し平行に駐車すべきことを指定すること。	車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し平行に駐車すべきことを指定する場所

		<p>交通法第四十九条の二第三項の道路標示により、交通法第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間(以下「時間制限駐車区間」という。)において、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し平行に駐車すべきことを指定すること。</p>	<p>時間制限駐車区間において、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し平行に駐車すべきことを指定する場所</p>
直角駐車	(113)	<p>交通法第四十八条の道路標示により、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定すること。</p>	<p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定する場所</p>
		<p>交通法第四十九条の二第三項の道路標示により、時間制限駐車区間において、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定すること。</p>	<p>時間制限駐車区間において、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定する場所</p>
斜め駐車	(114)	<p>交通法第四十八条の道路標示により、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し斜めに駐車すべきことを指定すること。</p>	<p>車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し斜めに駐車すべきことを指定する場所</p>
		<p>交通法第四十九条の二第三項の道路標示により、時間制限駐車区間において、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し斜めに駐車すべきことを指定すること。</p>	<p>時間制限駐車区間において、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によつて区画された部分に入つて道路の側端に対し斜めに駐車すべきことを指定する場所</p>
普通自転車の歩道通行部分	(114の2)	<p>交通法第六十三条の四第二項の道路標示により、普通自転車が歩道を通行する場合において、通行すべき歩</p>	<p>普通自転車が通行すべき部分として指定する歩道の区間又は場所</p>

		道の部分を指定すること。	
普通自転車の交 差点進入禁止	(114 の3)	交通法第六十三条の七第二項の道路 標示により、普通自転車が当該道路 標示を越えて交差点に進入すること を禁止すること。	普通自転車が交差点又は その手前の直近において 当該交差点に入つてはな らないことを示す必要が ある場所
終わり	(115)	「転回禁止」、「最高速度」、「車 両通行区分」、「専用通行帯」又は 「路線バス等優先通行帯」を表示す る規制標示が表示する交通の規制が 行われている道路の区間の終わりを 示すこと。	「転回禁止」、「最高速 度」、「車両通行区分」 、「専用通行帯」又は「 路線バス等優先通行帯」 を表示する規制標示が表 示する交通の規制が行わ れている道路の区間の終 わりの地点

指示標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
横断歩道	(201)	交通法第二条第一項第四号に規定す る横断歩道であること。	横断歩道を設ける場所
斜め横断可	(201 の2)	交通法第十二条第二項の道路標示に より、歩行者が交差点において斜め に道路を横断することができること とすること。	歩行者が斜めに道路を横 断することができること とする交差点の必要な地 点
自転車横断帯	(201 の3)	交通法第二条第一項第四号の二に規 定する自転車横断帯であること。	自転車横断帯を設ける場 所
右側通行	(202)	交通法第十七条第五項第五号の道路 標示により、勾こう配の急な道路の まがりかど付近について、車両が道 路の中央から右の部分を通行するこ とができることとすること。	勾こう配の急な道路のま がりかど付近について車 両が道路の中央から右の 部分を通行することがで きることとする場所
停止線	(203)	車両が停止する場合の位置であるこ と。	車両の停止位置を示す必 要がある地点
二段停止線	(203 の2)	二輪の自動車、原動機付自転車及び 軽車両(以下この項において「二輪」 という。)が停止する場合の位置及び 二輪以外の車両が停止する場合の位 置が、それぞれ二本の線のうちより 前方の線の位置及びより後方の線の	二輪及び二輪以外の車両 について、それぞれ異な る停止位置を示す必要が ある地点

		位置であること。	
進行方向	(204)	車両が進行することができる方向であること。	車両が進行することができる方向を示す必要がある地点
中央線	(205)	道路の中央であること又は交通法第十七条第四項の道路標示による中央線であること。	道路の中央を示す必要がある道路の区間
車線境界線	(206)	四車線以上の道路の区間内の車線の境界であること。	車線の境界を示す必要がある道路の区間
安全地帯	(207)	交通法第二条第一項第六号に規定する安全地帯(島状の施設のものを除く。以下この項において同じ。)であること。	安全地帯を設ける場所
安全地帯又は路上障害物に接近	(208)	安全地帯又は路上障害物に接近しつつあること。	安全地帯又は路上障害物に接近しつつあることを示す必要がある場所
導流帯	(208の2)	車両の安全かつ円滑な走行を誘導するために設けられた場所であること。	車両の走行を誘導する必要がある場所
路面電車停留場	(209)	路面電車の停留場であること。	路面電車の停留場を示す必要がある場所
横断歩道又は自転車横断帯あり	(210)	前方に横断歩道又は自転車横断帯があること。	前方に横断歩道又は自転車横断帯があることをあらかじめ示す必要がある地点
前方優先道路	(211)	当該道路と交差する前方の道路が交通法第三十六条第二項に規定する優先道路であること。	当該道路と交差する前方の道路が優先道路であることをあらかじめ示す必要がある地点

別表第六(第十条関係)

(昭三八総府建令一・昭三八総府建令二・昭三九総府建令一・昭四〇総府建令一・昭四五総府建令一・昭四六総府建令一・昭五〇総府建令一・昭五三総府建令一・昭六〇総府建令一・昭六一総府建令二・平四総府建令一・平四総府建令二・平七総府建令三・平九総府建令一・一部改正)

〔略〕